

税の申告準備をしましょう

☎ 税務課 市民税係 ☎ (22) 3148



感 染症感染拡大防止のため、申告会場での混雑・密集を緩和する必要があります。正確でスムーズな申告受付ができるよう申告に必要な資料の整理、書類作成に早めに取りかかりましょう。

申告受付の日程・会場は「広報あそ令和4年2月号」に掲載します。感染症対策などのため、他行事などとの重複をできるだけ避け、一の宮、波野、阿蘇の順で会場を開設し申告受付を行う予定です。

収支内訳書の事前作成が必要です

農業や営業などの事業所得、不動産所得の申告には、収支内訳書が必要です。過去の申告状況などから必要と思われる人には12月中に関係書類を郵送します。事前に作成して申告会場におこしてください。

※作成せず来場された場合は受付ができません。

以下の申告は税務署へ

✓ 地方税・地方消費税の申告

軽減税率制度の導入に伴い、個人事業者の消費税申告は税務署でのみの受付となりました。取引ごとの税率による区分経理、帳簿などの整理が必要です。

✓ 住宅借入金等特別控除を受けるための初年度の申告

✓ 令和3年中に亡くなられた親族の準確定申告

☎ 阿蘇税務署 ☎ (22) 0551 音声案内に従って操作してください。

借金、離婚、相続、遺言、交通事故、刑事・・・など、ひとりで悩まずお気軽にご相談下さい

受付時間：平日9時～17時15分 TEL：0967-22-5223 *完全予約制です。

音声でのご連絡が難しい方のみ、FAX0967-22-5224で相談予約受付。お名前、FAX番号を必ずご記入ください。

日程調整につきFAXで返信いたします。なお、相談にはご来所の必要があり、FAXでの相談はできません。

事務所名が変わりました！

- ・当事務所での相談が初めての方は、30分まで無料
 - ・初回30分超または2回目以降は30分3500円
- ※経済的に余裕がない方は、法テラスの無料法律相談制度をご利用になれることがあります。お問合せ下さい。

阿蘇法律事務所

阿蘇地域に根ざした法律事務所です。

弁護士 森 あい

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203 (阿蘇市商工会一の宮支所となり)



広告

償却資産は申告が必要です

☎ 税務課 資産税係 ☎(22) 3148

固定資産税は、土地・家屋のほか、事業で使用する構築物、機械、器具、備品など、減価償却費として計上されている償却資産についても課税の対象となります。

阿蘇市内に償却資産を所有している人は、個人・法人にかかわらず、確定申告とは別に毎年1月1日現在の所有状況を申告する必要があります。

12月下旬までに「償却資産申告書」を郵送しますので期限までに提出してください。

※新規に事業を開始した人や、償却資産を所有していて申告書が届いていない人は、市ホームページからダウンロードするか、税務課資産税係まで連絡してください。



▲市HP

償却資産の例

農業 ビニールハウス 耕運機など 	林業 林業用機械 林業用設備など 	建設業 パワーショベル 発電機など 	電気供給業 太陽光パネル 風力発電パネル 	小売業 陳列ケース 冷凍冷蔵庫など 
飲食業 厨房設備 冷凍冷蔵庫 カラオケ機器など 	ガソリンスタンド オイルチャージャー 洗車機 独立キャノピーなど 	理・美容業 理・美容用椅子 洗面設備 消毒殺菌機器など 	病院・医院 医療機器 医療用ベッドなど 	工場 製造設備 受変電施設 配管パイプなど 

※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車・貨物自動車・自動二輪車・小型特殊自動車は除きます。

申告期限 令和4年1月31日(月)

ご自身の固定資産をしっかりと把握していますか？

令和4年度の固定資産税の適正な課税を行うために次の内容に該当する人は必ず届け出をしてください。

12月31日(金)までに

- ①家屋を新築、増改築、取り壊したとき
- ②未登記家屋を譲渡(売買・相続・贈与など)したとき
- ③家屋の用途変更(住宅から店舗への変更など)をしたとき
- ④土地の利用状況を変更(地目の変更など)したとき

水道管の凍結防止対策を

☎ 水道課 ☎(22) 3196 内牧支所水道分室 ☎(32) 2731 波野支所水道分室 ☎(24) 2001

気 温がマイナス4℃以下になると水道が凍結し、水道管や蛇口などが破損します。
天気予報などで低温注意報が発表されたときは凍結防止の対策をしましょう。

凍結しやすい水道管

- ▷屋外でむき出し ▷風あたりが強い
- ▷北向きで日が当たらない

凍結防止の方法

- ▷市販の水道管用の保温材や、タオル・毛布・発泡スチロールなどで水道管を覆い、濡れないようにビニールテープを巻く。
- (凍結防止の効果をあげるためには自動ヒーター付保温帯を装着する)



▲水道管保温材



▲凍結防止帯

- ▷蛇口から水を少し出しておく。
- ▷メーターボックスに保温材を入れる。



細かく砕いた発砲スチロールなどをビニール袋に入れてメーターを覆うように詰める。メーター検針の妨げにならないよう注意。

凍ったときの対処法

気温の上昇によって自然に溶けるのを待つか、凍った部分にタオルや布などで覆って、「ぬるま湯」でゆっくり溶かしてください。

(お湯が無い場合はドライヤーも有効)

※水道管が破裂する恐れがありますので絶対に熱いお湯をかけないでください。

水道管が破裂したら

- ①メーターボックスの中の止水栓を閉めて、漏水を止めてください。
- ②最寄りの『阿蘇市水道局指定工事店』に連絡して修理を依頼してください。



メーター

止水栓

※修理費用は工事の内容によって異なります。詳しくは水道工事店に直接お問い合わせください。



▲指定工事店

長期間留守にされる人、空き家・空き部屋をお持ちの人へ

長期にわたって不在にする場合、市水道局に「閉栓(休止)届」を提出し、上記を参考に蛇口の立ち上がりやボイラーなどの凍結防止を心がけてください。

凍結による破裂が生じた場合、誰にも気付かれず長期にわたって漏水状態になります。水道料金が高額になり修理費もお客様の負担となりますのでご注意ください。



第3回地域セミナー オンライン(ZOOM)

「アルコール依存症を理解する・支える」

～アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル依存症～

令和3年12月4日(土) 10:00～12:00(9:45入室)

- ①講話:九州ルーテル学院大学心理臨床学科 教授 岡田洋一様
「自己治療としてのアルコール依存症を考える」
- ②当事者の話:アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル依存症の当事者の方、各1名様
- ③意見交換、質疑応答



主催:社会福祉法人致知会
養護老人ホーム あそ上寿園

〒869-2226 阿蘇市乙姫1600番地1
電話:0967-32-5501

どなたでも参加できます。

ID: 940 1236 6093

パスコード: 12345

右のQRコード

からも入れます。



中 小 企 業 主 等 を 支 援 し ま す

阿蘇市新型コロナウイルス感染症対応雇用維持支援金

☎ まちづくり課 商工物産係 ☎ 22-3318

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、従業員の雇用維持を図るため雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金を受給した中小企業等を支援します。

事業名 阿蘇市新型コロナウイルス対応雇用維持支援金

支給要件

- 1 雇用調整助成金の特例措置に伴う緊急対応期間内に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことを理由として阿蘇市内の事業所において休業等を実施し、熊本労働局から雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の支給決定を受けていること。
- 2 暴力団排除条例（平成 23 年阿蘇市条例第 14 号）に規定する暴力団等に該当しないこと。
- 3 阿蘇市内の事業所で休業などを行っており、市税などの滞納がないこと。
- 4 次の表に該当する中小企業主等であること。

分類	資本金の額または出資の総額	常時雇用する従業員の数
小売業（飲食店含む）	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
その他の業務	3 億円以下	300 人以下

支援金額

1 万 5 千円 × 対象労働者数 ※

※国の雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の支給対象となった労働者数。

雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金を複数回申請している場合であっても、この支援金の申請は 1 事業者につき 1 回に限り可能です。

必要書類

市ホームページを確認し、ダウンロードしてください。



詳しくはこちら

申請期間

令和 4 年 1 月 31 日(月)まで ※当日消印有効

金・プラチナ・貴金属 高価買取宣言

使わなくなった、金フレーム・アクセサリで

メガネ・補聴器 査定無料

めがね・補聴器・時計・宝飾

あそしな時計店

熊本県阿蘇市一の宮町宮地1943-2

TEL 0967-22-3619 FAX 090-4678-2995 訪問対応可

無料出張いたします。

市有地を売却します

条件付き一般競争入札

☎ 財政課 管財契約係 ☎(22) 3204

市が保有する宅地(2件)を条件付き一般競争入札により売却します。入札に参加する人は事前に申込が必要です。以下の要領に基づき申し込んでください。

申 込

- ▷ **受付期間** 12月9日(木)～12月23日(木) 午前9時～午後5時(土・日を除く)
- ▷ **受付場所** 阿蘇市役所 総務部 財政課 管財契約係
- ▷ **入札参加の条件** 阿蘇市に住民票を有する個人(●個)・阿蘇市に事務所を有する法人(●法)
- ▷ **提出物**
 - 入札参加申込書(様式1号・実印で押印したもの).....●個 ●法
 - 身分証明書(本籍地のある市町村が発行した発行後1か月以内の証明書).....●個
 - 住民票(発行後1か月以内のもの).....●個
 - 印鑑登録証明書(発行後1か月以内のもの).....●個 ●法
 - 納税証明書(発行後1か月以内のもので市税を滞納していないもの).....●個 ●法
 - 誓約書(様式2号).....●個 ●法
 - 登記簿謄本(発行後1か月以内のもの).....●法

※申請に必要な様式は財政課に用意してあります。市ホームページにも掲載しています。

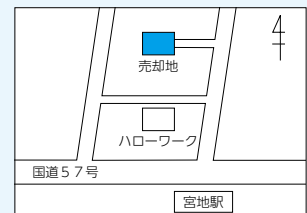
入 札

- ▷ **入札日** 令和4年1月14日(金) 公売第1号.....午前10時 公売第2号.....午前11時
- ▷ **入札場所** 阿蘇市役所 北側別館全員協議会室
- ▷ **入札保証金** 入札に参加する人は、下記の入札保証金を令和4年1月13日(木)までに納入してください。

売却物件の概要

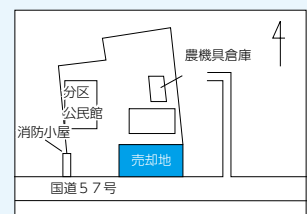
●公売第1号

(所在地) 阿蘇市一の宮町宮地字九門 2325 番 1
 (地 目) 宅地
 (地 積) 1,744.64 平方メートル
 (最低売却価格) 16,140,000 円
 (入札保証金) 810,000 円



●公売第2号

(所在地) 阿蘇市一の宮町宮地字泉 1288 番 11
 (地 目) 宅地
 (地 積) 359.07 平方メートル
 (最低売却価格) 2,840,000 円
 (入札保証金) 150,000 円



【位置図】



▲市 HP

阿蘇広域行政事務組合では、阿蘇圏域の住民の方々の生命と財産を守り、生活環境の整備と豊かで住みよい地域社会を作るための仕事をしています。

決算の詳細な内容は、ホームページからご覧いただけます。

阿蘇広域

検索

阿蘇広域行政事務組合 ☎ 24-5111



阿蘇広域行政事務組合

令和2年度決算報告

令和3年第3回阿蘇広域行政事務組合議会定例会が開催され、令和2年度決算が承認されました。決算状況は次のとおりです。

一般会計決算状況

歳入総額 30億9,553万円

前年度 30億8,350万円と比べて、1,203万円の増となりました。

項目	金額	構成率	説明
分担金及び負担金	26億5,133万円	85.7%	当組合が行う事業のため、構成市町村が負担するお金。市町村別の金額は右表のとおり。
使用料及び手数料	1億3,730万円	4.4%	ごみ処理手数料や火葬施設の使用料等による収入。
国庫支出金	0万円	0.0%	特定の事業を行うために国が交付するお金。
財産収入	30万円	0.0%	基金の利子による収入。
繰入金	7,988万円	2.6%	組合事業の財源として基金から繰り入れたお金および特別会計からの繰り戻し金。
繰越金	5,083万円	1.6%	前年度からの繰越金。
諸収入	7,919万円	2.6%	預金利子、受託事業収入および雑入による収入。
組合債	9,670万円	3.1%	大きな事業を行うために国や県、金融機関から借り入れたお金。
合計	30億9,553万円	100%	

市町村負担金一覧表

市町村名	金額
阿蘇市	11億2,080万円
南小国町	2億2,357万円
小国町	3億4,036万円
産山村	7,727万円
高森町	2億9,659万円
南阿蘇村	5億3,321万円
西原村	5,953万円
合計	26億5,133万円

歳出総額 30億4,960万円

前年度 30億3,267万円と比べて、1,693万円の増となりました。はしご車点検整備委託、緊急車両の更新などにより消防費が増額となったことなどが主な要因です。

項目	金額	構成率	説明
議会費	688万円	0.2%	構成市町村の議員で構成する組合議会の運営費。
総務費	1億5,907万円	5.2%	組合の総括的な事務費。この中に介護認定審査会、障害支援区分認定審査会の運営費も含まれています。
衛生費	13億9,176万円	45.6%	生活に密接した事業費で、火葬施設および一般廃棄物処理施設の運営費。
消防費	11億1,805万円	36.7%	消防、救急活動の費用。
災害復旧費	594万円	0.2%	落雷により被害を受けた消防施設の復旧に使用した費用。
公債費	3億6,790万円	12.1%	国や金融機関などから借り入れたお金の返済費用。
諸支出金	0万円	0.0%	特別会計等への繰出金。
合計	30億4,960万円	100%	

特別会計決算状況

特別会計名	特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘	養護老人ホーム湯の里荘	合計
歳入決算額	3億2,101万円	2億9,008万円	6億1,109万円
歳出決算額	3億914万円	2億7,866万円	5億8,780万円
差引額	1,187万円	1,142万円	2,329万円

職員の給与などを公表します

2. 職種別給料月額状況 (R3.4.1 現在)

職種	月額	平均年齢
一般行政職	327,500円	43.9歳
技能労務職	336,600円	53.8歳

※職種は「地方公務員給与実態調査」に基づくものです。

3. 初任給基準 (R3.4.1 現在)

一般行政職		技能労務職	
大学卒	高校卒	高校卒	中学卒
182,200円	150,600円	147,900円	139,900円

医療職 (医師)		医療職 (薬剤師等)	
博士課程終了	大学6卒	大学卒	短大3卒
334,100円	249,800円	188,400円	177,400円

医療職 (看護師等)		
短大3卒	短大2卒	准看護師養成所卒
200,700円	192,400円	165,300円

4. 期末・勤勉手当 (R3.4.1 現在)

	6月期	12月期	計
期末手当	1.275月分	1.275月分	2.550月分
勤勉手当	0.950月分	0.950月分	1.900月分

※職務の級などによる加算措置があります。

5. 主な職員手当の状況 (R3.4.1 現在)

	内容
扶養手当	【配偶者】月額 6,500円 【配偶者以外の扶養親族】 1人につき子:月額 10,000円 父母等:月額 6,500円 ※16歳～22歳の子の場合には、5,000円加算。
住居手当	【借家・借間居住者】月額 12,000円を超える家賃を負担している職員に対し、家賃の額に応じ、月額 27,000円を上限として支給
通勤手当	【交通機関等利用者】 運賃の額に応じ月額 55,000円を上限として支給 【自家用車等利用者】 通勤距離に応じ、月額 15,800円を上限として支給

【管理職手当】 課長補佐以上の管理職に対して支給
(部長) 45,000円
(課長・支所長・院長・事務局長) 35,000円
(審議員) 30,000円
(課長補佐・次長・室長・所長・園長・事務長・館長・
副院長・総看護師長) 25,000円
(技師長・薬局長・看護師長) 15,000円

人事管理・退職管理の取り組み

職員の業務に対する意識や行動の変革を促し、行政サービスの向上を図ることを目的に、平成28年度から『阿蘇市人事評価規程』に基づく人事評価に取り組んでいます。また、『阿蘇市職員の退職管理に関する条例』に基づき、営利企業等に再就職した元職員が、一定期間、現職職員に働きかけをする行為を禁じるとともに、一定の職員は再就職した場合に届け出ることを義務付けています。

職員の任免及び職員数に関する状況

1. 職員の採用・退職の状況 (R2.4.1～R3.3.31)

区分	採用	退職
一般行政職	10人	8人
医療職	13人	11人
技能労務職	1人	1人

2. 部門別職員数の状況 (R3.4.1 現在)

区 分		職員数		対前年 増減数
		令和2年度	令和3年度	
一般行政	議 会	3人	3人	0人
	総 務	69人	75人	6人
	税 務	15人	16人	1人
	民 生	66人	67人	1人
	衛 生	17人	19人	2人
	農林水産	27人	25人	△2人
	商 工	18人	18人	0人
	土 木	21人	21人	0人
	小 計	236人	244人	8人
教 育		29人	26人	△3人
普通会計 計		265人	270人	5人
公営企業等	水道	10人	11人	1人
	下水道	4人	4人	0人
	病院	145人	153人	8人
	その他	17人	16人	△1人
	小計	176人	184人	8人
総計		441人	454人	13人

※各部門は、「定員管理調査」に基づく区分・職員数です。

職員の給与の状況

1. 一般行政職の級別職員数の状況 (R3.4.1 現在)

区分	職務分類	職員数	構成比
1級	主 事	14人	7.0%
2級	主 事	13人	6.5%
3級	係 参 主 任	88人	43.8%
4級	課長補佐 係 参 主 任	53人	26.4%
5級	課 長 課長補佐	18人	9.0%
6級	課 審 議 員	9人	4.5%
7級	部 長	6人	3.0%
計		201人	100%

※阿蘇市給与条例に基づく給料表の区分による職員数。
※職務分類はそれぞれの級に該当する代表的な職名。
※職員数は「給与実態調査」に基づくものです。

職員の分限及び懲戒処分・サービスの状況

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力で奉仕しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員にはさまざまな義務が課せられています。特に信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限や争議行為の禁止規定に違反した場合は懲戒処分の対象となります。

1. 分限処分者数（令和2年度）

処分事由	降任	免職	休職	降級	計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合（延べ）	1人	0人	5人	0人	6人
職に必要な適正を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人

2. 懲戒処分者数（令和2年度）

処分事由	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反した場合	2人	0人	0人	0人	2人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	1人	1人	0人	2人

職員研修の状況

1. 職員研修の状況（令和2年度）

研修名	回数	参加者数
人権同和教育初任者研修	1	11人
法制執務研修	1	3人
新規採用職員・新任課長・新任係長研修	2	15人
一般職員2部研修（10年目）、1部研修（5年目）	2	12人
情報セキュリティ研修	5	142人
人事評価実務研修	1	59人

※主なものを公表しています。

公平委員会に係る業務の状況

1. 勤務条件に関する措置の要求状況（令和2年度）

【継続件数】0件

【措置要求件数】0件

2. 不利益処分に関する不服申立の状況（令和2年度）

【継続件数】0件

【措置要求件数】0件

職員の勤務時間・勤務条件

1. 勤務時間・休憩・休息時間の状況（R3.4.1 現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り		
	始業	終業	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	60分

休憩時間：12:00～13:00

※勤務場所により、上記と異なる勤務形態の場合あり。

2. 一般職の年次有給休暇取得状況（R2.1.1～R2.12.31）

対象職員数	総付与日数	総取得日数	平均取得日数	取得率
236人	8,818日	2,485日	10.5日	28.2%

対象職員数：R2.1.1～R2.12.31の全期間を市長部局の職員として在職した一般職。

3. 休暇制度

区分	内容
有給休暇	年次休暇 1年につき20日間付与（前年に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年繰越）
	病欠休暇 負傷または疾病のため療養を要する場合、必要最小限と認められる休暇を付与
	特別休暇（主なもの） 【結婚休暇】結婚する職員に対し最大5日間付与 【産前・産後休暇】出産予定日の8週間前の日から出産の日まで、および出産の翌日から8週間を経過するまでの期間付与 【親族の死亡休暇】親族の続柄および死亡時の生計関係に応じ、最大7日間付与 【夏季休暇】7～9月の間において、4日間付与 【子の看護休暇】中学校始期に達するまでの子を養育する職員が子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合で、1年に5日の範囲内で付与
	無給休暇 介護休暇 配偶者・父母・子、配偶者の父母などで、負傷・疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合、6月を限度として必要な休暇を付与 組合休暇 組合活動に従事する場合に1年に最大20日付与

職員の福祉及び利益の保護の状況

1. 健康診断の状況（令和2年度）

健康診断の種類	受診者数
人間ドック	169人
定期健康診断	288人

2. 公務災害補償制度（令和2年度）

加入団体	災害件数
地方公務員災害補償基金熊本県支部	2件